

第28回 総会議事録

日 時 令和4年8月12日(金) 13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第28回総会（定例）

日 時：令和4年8月12日（金）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第28回総会（定例）次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について
- 4 議 事

議第124号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第125号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条届出書の受理について
- (3) 農地法第5条届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地改良完了報告書の受理について
- (6) 農地法第5条の規定による許可について
- (7) 農地法第3条の取消しについて
- (8) 農地改良届出書の取下げについて

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和4年9月13日（火）
- (2) 次回の委員調査について 令和4年9月 9日（金）

7 その他

令和4年度最適化活動の目標の設定等の一部修正について

8 閉 会

第 28 回総会議事録

(令和 4 年 8 月 12 日 (金) 市庁舎 10 階 1002 会議室)

出席委員 24 名

欠席委員 0 名

開 会 午後 1 時 15 分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数 24 名、出席委員数 23 名、15 番新関委員が遅れる旨の連絡がありました。出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第 1 ブロックから川村栄介推進委員、第 2 ブロックから佐藤安広推進委員、第 3 ブロックから鈴木徳一推進委員、第 4 ブロックから三澤孝司推委員の 4 名が出席しております。</p> <p>議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p> <p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、19 番會田委員、20 番推名委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 124 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議第 124 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 ページの 36 号から 3 ページの 47 号まで 7 件です。</p> <p>はじめに、2 ページからお願いします。</p> <p>36 号は、楯山地区青柳、風間、豊風の畑 3,129 m²について、解除条件付きの賃借権設定による、一般法人の新規参入です。委員調査をお願いしています。</p> <p>42 号は、市外に居住する譲受人が村木沢地区村木沢の畑 948 m²を</p>

	<p>取得しようとするものです。委員調査をお願いしています。</p> <p>43号滝山地区土坂の畑86㎡と44号の畑1,444㎡について、同じ譲受人による所有権移転による経営拡張で、蔬菜を栽培します。</p> <p>45号は、滝山地区土坂の畑244㎡について、先ほどと同じ譲受人が賃貸借権を解約し所有権移転するもので、蔬菜を栽培します。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>46号は、高瀬地区大森の樹園地138㎡について、隣接地を譲受け、スモモを栽培します。</p> <p>47号は、出羽地区漆山の畑552㎡について、隣接地を譲受け、ブドウを栽培します。</p> <p>以上の7件につきまして、許可相当と考えております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに、36号について6番丹野委員から報告をお願いします。</p>
<p>丹野委員</p>	<p>6番丹野です。36号についてご報告いたします。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定であります。一般法人の参入でありますので、農地法第3条第3項に該当いたします。賃貸人は[REDACTED] [REDACTED] さんです。今回の調査では代理人の [REDACTED] の [REDACTED] さんが来ております。行政手続きをする会社だそうです。 [REDACTED] さんの会社ですけども、 [REDACTED] に設立いたしました。花の小売りと受託販売を行っています。この度、花にとどまらず、他の作物も視野に入れて、中長期的な経営を目指したいとのことで、申請にいたっております。賃貸借の契約期間は20年です。賃借料は約 [REDACTED] 円で、10aあたり [REDACTED] 円です。先ほどもありましたが、農地法第3条第3項について農地を適正に利用してない場合は解約するとの特約があります。この土地で何を栽培するかお聞きしたところ、生花業行っている関係で松を植えたいとのことです。また、アーモンドの木を植えるとのことです。これは私も勉強不足だったのですが、山形アーモンド協会というのがありまして、 [REDACTED] さんはその協会と親しかったということで、アーモンドのノウハウがあるそうです。アーモンド協会の方でも営農指導を行うとのことです。申請地は山沿いなのですが、アーモンドの木は鳥獣被害には関係ないとのことでした。それを収穫して、オイルにするという計画だそうです。通作距離は [REDACTED]、時間は [REDACTED] です。農機具の所有状況ですが、軽トラック、耕運機、草刈り機と草払い機があるそうです。現状荒れている農地なのですが、キチンと整備するため [REDACTED] 円掛けて整備するとのことでした。以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に42号について20番推名委員より報告をお願いします。</p>

井上委員	<p>4番井上です。42号につきまして報告いたします、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は所有権移転です。理由は経営拡張です。譲受人は■■■■さん■■■■歳です。農業従事日数は150日。職業は自営業で不動産業をしているとのこと。■■■■の従事日数は40日。譲渡人は■■■■さん■■■■歳。この方は農業を廃止するというので、農地を色々と売りに出しているそうです。その相談をしたのは■■■■で、■■■■にある会社ですが、■■■■さんはその■■■■の社長と懇意の関係にあり、今回の話になったとのこと。経営面積は畑2,492㎡、田んぼは7,000㎡近くありますが、現在は貸しているそうです。なぜ田んぼを貸しているかお聞きしたところ、水稻に関する農機具が全くないのだそうです。そこで畑でなにをしているかお聞きしたところ、リンゴを植えているとのこと。本数は？と聞くと2本だそうです。2,500㎡あるところにリンゴ2本ではということで、聞きましたが、無農業で頑張っているとのことでした。■■■■に今回の畑のようなものを探しかの聞きましたが、なにも探していないとのこと。そこで、今回の申請に何を作るのかと聞いたところ、ナスとキュウリを植えるとのこと。しかし計画を聞いたところ家庭菜園にも満たない収穫量でしたので、これでは収益あげられないのではないかとお聞きしたところ。自家用にするとのことでした。これができない場合は畑全部を利用する計画にしますとのこと。以上、話を聞いたかぎりでは疑問を持たざる得ませんでした。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
推名委員	<p>20番推名です。42号については、ちょっと私も疑問を感じますが、農地法の観点からは耕作するので、許可になる感じに思います。</p>
議長	<p>ここで地元の農業委員であります、森田委員から意見をお聞きしたいと思います。</p>
森田委員	<p>21番森田です。経過しかわからないのですが、以前■■■■さんという方が、このあたりを団地化するというときに、その団地化に入らないで、この申請地が残っているような状態です。一時管理を任せましたが、■■■■さんが亡くなったあと、今回の申請の感じで、土地を売りたいとの連絡が入ったようです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
事務局	<p>事務局より補足いたしますが、調査の時、井上委員より指摘があった後、申請者より計画を練り直したいとの発言もありましたこと</p>

議 長	<p>をご報告いたします。</p> <p>その他ありませんか。 無いようですのでお諮りします。 議第124号について、まず、42号については許可相当との意見もありませんでしたので、許可を保留したいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>次に42号以外の36号、43号から47号までの6件について許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第124号農地法第3条の規定による許可申請について、42号案件については許可を保留し、36号及び43号から47号について、許可することに決めます。次に進みます。</p> <p>議第125号農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の4ページ、議第125号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。</p> <p>なお、事前に送付した議案に15号の記載がありましたが、申請書類の補正求めておりましたが整わず、本日の総会で審議しないこととなりましたので、5ページの説明の際は差替え1をご覧くださいようお願いします。</p> <p>案件は差替え資料5ページの3件で、位置図、配置図は6ページからになります。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>14号は、 の ほどに位置する、西山形地区門伝の田282㎡で、2種農地と判断されます。主要地方道山形白鷹線の道路拡幅工事に伴い、受水槽やポンプ施設等上水道配水施設の移転が必要になったことから、当該農地を譲り受け、移設するものです。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>16号は、 の ほどに位置する、村木沢地区村木沢の畑4.01㎡で、1種農地と判断されます。譲受人の住宅進入路は約2mと狭く、更に進入路沿いに塀が設置され不便をきたしていることから、西側の宅地と併せて当該農地を譲受け、住宅進入路を拡幅するものです。</p> <p>9ページをお願いします。</p>

		<p>17号の申請地は、[]の[]ほどに位置する、千歳地区落合町の田309㎡で、2種農地と判断されます。子供の成長に合わせ住宅建築を計画しましたが、両親に子どもの面倒を見てもらうため、父親が実家近くに所有する当該農地を譲受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>以上の3件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議第125号について、許可することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、第125号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
		(午後2時00分 15番新関委員参加)
議	長	これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事	務	農地法に係る報告事項(1)から(8)までは、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。
	局	10ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 内容は11ページから18ページまでの16件です。 19ページをお願いします。 農地法第4条届出書の受理について 内容は20ページの5件です。 21ページをお願いします。 農地法第5条届出書の受理について 内容は22ページから23ページの7件です。 24ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について 内容は25ページから30ページの63件です。 31ページをお願いします。 農地改良完了報告書の受理について 内容は32ページの1件です。 33ページをお願いします。 農地法第5条の規定による許可については 内容は34ページの6件について許可証を交付しております。 35ページをお願いします。

	<p>農地法第3条の規定による許可の取り消しについては、36ページの1号1件について記載の理由により（許可証の返戻を受け）許可を取り消しています。</p> <p>37ページをお願いします。</p> <p>報告事項（8）農地改良届出書の取下げについては、38ページの8号1件について取下げを受けております。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>次回の定例総会は、令和4年9月13日火曜日に開催予定です。</p> <p>委員調査については、調査日が9月9日金曜日の予定です。</p> <p>調査委員は、「7番 阿部委員」「8番 草苺委員」にお願いしたいと思えます。件数が多い場合などは「9番 丸子委員」にもお願いする場合がございます。以上です。</p>
議 長	次に、7のその他について事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>（1）令和4年度最適化活動の目標の設定等の一部修正について資料に基づき説明する。</p>
議 長	他に皆さんからありませんか
議 長	<p>何もなければ、これで第28回総会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p>（閉会午後2時10分）</p> <p>以下空白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員